

平成21年4月1日施行

医療費請求事務の変更について

(平成21年2月開催 医療事務担当者説明会資料)

子育て支援医療費助成制度
心身障害者医療費支給制度
ひとり親家庭等医療費支給制度

さいたま市

保健福祉局 福祉部 年金医療課

<目次>

公費負担者番号の導入

【1】目的	3
【2】簡略化の方法	3
【3】対象医療制度	3
【4】対象医療機関	3
【5】公費負担医療制度による請求方法について	3
【6】レセプトについて	3
【7】公費負担医療制度の番号	4
【8】公費負担医療の優先順位	4
【9】受診および請求手続きの比較	4
【10】導入時期	4
【11】受給資格	5
1) 資格の確認方法	
2) 受給資格証	
3) 受診時の確認事項	
【12】受給資格証の取り扱い	5 ~ 7
1) 受給資格証を忘れて受診した場合	
2) 受給資格喪失の確認	
3) 受給資格証の重複所持	
【13】食事療養標準負担額	8
【14】生活療養費	8
【15】高額療養費	8
【16】第三者行為	8

平成21年3月31日までの診療分における請求事務手続き	9
-----------------------------	---

< 資料 >

受給資格証見本	10
公費負担者番号一覧	11

公費負担医療制度の導入

【1】目的

さいたま市の医療費助成制度における受診及び請求手続きを簡略化し、受給資格者と医療関係機関の手続きにかかる負担を軽減する。

【2】簡略化の方法

現行の医療費請求明細書を廃止し、公費負担医療制度を導入して、市単独で助成している医療費を公費負担医療扱いとする方法。

【3】対象医療制度

- ・さいたま市子育て支援医療費助成制度
- ・さいたま市心身障害者医療費支給制度（一般障害）（後期高齢者（長寿）医療該当障害）
- ・さいたま市ひとり親家庭等医療費支給制度

【4】対象医療機関

さいたま市内の、医科、歯科、保険薬局、訪問看護ステーション
柔道整復、鍼灸マッサージなどは、別方式となります。

協定書の締結は現在予定しておりません。必要に応じて連絡いたします。

【5】公費負担医療制度による請求方法について

小児慢性特定疾患、特定疾患などのように、それぞれの医療費助成制度に設定された公費負担者番号と、患者個別の受給資格者番号をレセプトに記載して、国保連合会または支払基金に医療費を請求し、その支払いを受ける方法。

【6】レセプトについて

公費併用レセプトとして使用

一般レセプト

医療機関から保険者に、各健康保険法に規定された医療費の保険者負担分を請求する、診療報酬の明細書。

公費併用レセプト

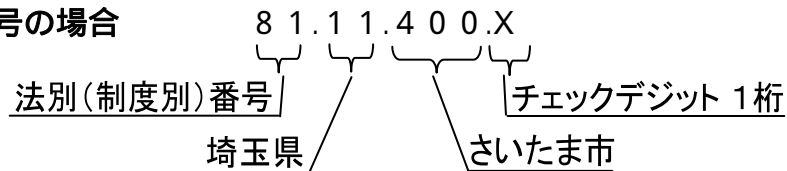
各健康保険法に規定された医療費の患者一部負担金を、保険者負担分と併せて請求するため、公費負担者番号と受給資格者番号（受給者番号）を記載した、診療報酬の明細書。

【7】公費負担医療制度の番号

本書11ページのとおり

- ・公費負担者番号（制度別番号） 8桁 10区別
- ・受給資格者番号（患者別番号） 7桁 個人単位

【例】公費負担者番号の場合



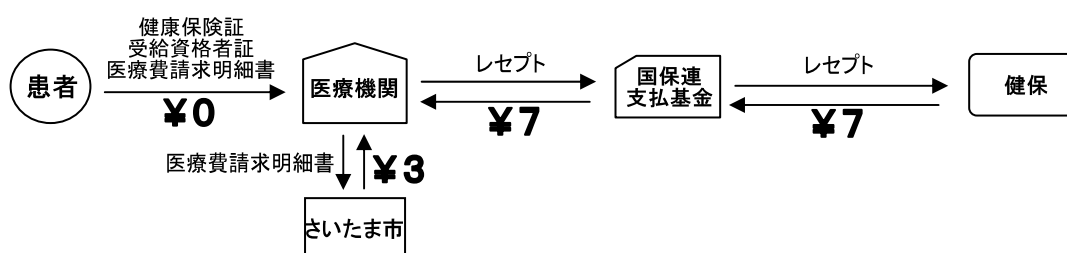
【8】公費負担医療の優先順位

公費負担医療には、国における制度で公費負担者番号を持つ制度が20以上あります。市町村の単独公費医療よりも、国や県の公費医療制度が優先されます。

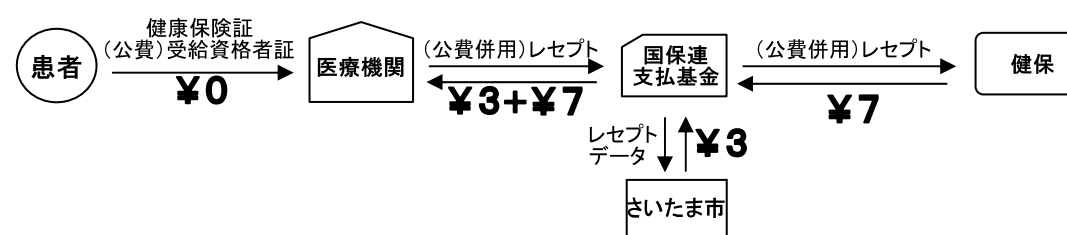
市町村公費は、最終的に患者が負担する、各健康保険法で規定された一部負担金を助成対象の基本としています。

【9】受診および請求手続きの比較（例）

< 現行：医療費請求明細書方式 >



< 公費負担医療 >



【10】導入時期

平成21年4月1日診療分から。

現行の医療費請求明細書は、平成21年3月31日の24時00分前までに始めた診療分まで。

公費負担医療は、平成21年4月1日0時00分ちょうど以降から始めた診療分から。

【11】受給資格

(1) 資格の確認方法

- ・受給資格証の目視
- ・区役所への電話確認
各区 保険年金課 福祉医療系の電話番号は「医療費請求事務についての問答集」の8ページのとおり

(2) 受給資格証

本書10ページのとおり

(3) 受診時の確認事項

健康保険証

国等の公費医療証、高齢者医療受給証など

受給資格証

- ・公費負担者番号...制度別番号 10区ごとに異なります。
- ・受給資格者番号...受給資格者ごとに異なります。
- ・受給資格者氏名...健康保険証との照合をお願いします。
- ・受給資格者生年月日...健康保険証との照合をお願いします。
- ・受給資格者住所...健康保険証との照合をお願いします。
- ・有効期限

【12】受給資格証の取り扱い

(1) 受給資格証を忘れて受診した場合

【基本】

- ・国などの公費負担医療の一般的な取り扱いに準じます。
医療機関で医療費を徴収します。
診療月内に患者が受給資格証を持参し、資格が確認できた場合は、医療機関の窓口から患者に返金します。
診療月の翌月以降に患者が受給資格証を持参した場合は、医療機関の窓口で返金せず、さいたま市と患者との間で清算します。

<事例1>

同一診療月のなかで、同一患者が、4月10日に受給資格証を忘れて受診、4月23日に受給資格証を持参して受診した場合、次の4通りの取り扱いが考えられます。

患者の住所地を管轄する区役所に、公費負担者番号と受給資格者番号を電話で確認する。

デメリット〔医療機関や区役所の窓口が混雑しているとき、すぐに必要事項の確認ができない。〕

4月10日受診時に医療費を徴収した場合は、医療機関から患者に返金し、全額公費として4月23日受診分も含め請求する。

デメリット〔受診時に一般でレセプト入力をし、公費が判明した時点で返金とレセプトの訂正が必要〕

4月10日受診時に徴収した医療費は返金せず、4月23日受診分のみ公費扱いとし、4月10日は一般請求額、4月23日診療分は全額公費とした、公費併用レセプトとする。

デメリット〔誤って一般請求分を公費扱いに修正して請求した場合、患者からの償還申請と照会した後にレセプト返戻となるため、患者からの償還申請が遅れた期間だけレセプト返戻も遅れる。〕

月の初診時に受給資格が確認できなければ、同月内に受給資格証を持参してもその月1ヵ月分は公費扱いとせず、一般扱いで患者から医療費の徴収を行い、レセプトも一般レセプトとする。

デメリット〔1ヵ月間、公費扱いとしないため、受付から診療、会計までの一貫した管理が必要〕

以上、は医療機関からの患者への返金となりますが、はさいたま市内の区役所に患者が申請し、さいたま市から患者への返金（口座振込）となります。

各患者や窓口の状況により、医療機関の事務手続き上最も適した取り扱いで、柔軟な対応をお願いします。

なお、選択した取り扱い方法をさいたま市に報告する必要はありません。さいたま市では、受給資格証の提示がない場合は、原則、医療機関の窓口における無料化のサービスは受けられない旨市民に周知し、併せて受給資格証の注意事項にも記載いたします。

< 事例 2 >

同一診療月のなかで、4月10日に受給資格証を持参して受診、4月23日に受給資格証を忘れて受診した場合。

原則は本書5ページ、【12】-(1)-【基本】のとおりですが、4月10日に受給資格を確認していますので、4月23日受診分も公費扱いで請求し、医療費の窓口徴収は行いません。

(2) 受給資格喪失の確認

< 事例 >

同一診療月のなかで、4月10日に受給資格証を持参して受診、4月15日に資格喪失したものの、患者がさいたま市に有効期限未到来の受給資格証を返還せず、また、患者が医療機関の窓口で資格喪失の申し出をせずに4月23日に受診した場合。

患者が資格喪失の申し出をせずに受診したり、資格喪失をしているにもかかわらず、有効期限未到来の受給資格証を提示して受診した場合、医療機関では資格喪失を確認することができないため、公費扱いの請求をせざるを得ません。

この場合の過誤調整は本市と患者との間でおこないます。

(3) 受給資格証の重複所持

受給資格者の状況が変化したため、該当者から医療費助成制度の変更申請があっても、資格喪失した受給資格証の返還が行われない場合があります。

単純に返還を忘れている場合の他、子どもの障害が判明しても親の心情的に子どもの障害を認めたくない、離婚したが対外的に知られたくないなどの理由により返還されず、医療機関に提示される場合もあります。

受給資格証を重複所持していても、資格そのものは3医療のうちいずれか1制度となりますが、医療機関では資格確認ができませんので、公費扱いで請求していただき、過誤調整は本市と患者との間でおこないます。

< 特例1 >

もともと子育て支援医療の資格を有していた方が離婚、死別などでひとり親等医療に資格変更した場合。

子どものみ小学校就学前まで子育て支援医療の資格を残し、養育者のみひとり親家庭等医療の受給資格者となることは認められています。

< 特例2 >

出生当時は障害認定が確定できなかったため子育て支援医療(またはひとり親)の資格を取得したものの、後日、障害認定を受けて心身障害者医療の申請資格がある場合。

障害者の手帳を取得しても、養育者の希望により心身障害者医療の資格を取得せず、小学校に入学する前まで子育て支援医療(ひとり親の場合は子どもの20歳の誕生日の前日まで)の資格を継続することは認められています。

【13】食事療養標準負担額

- ・子育て支援医療、心身障害者医療、ひとり親家庭等医療ともに、従来どおり患者負担額の1 / 2を助成しますので、レセプトの公費欄に、患者請求額全額を記載願います。
- ・国保連合会、支払基金で1 / 2判定を行います。
- ・なお端数が生じた場合は、端数を切り上げた金額が助成額となります。

【14】生活療養費

- ・生活療養費は従来どおり助成対象外です。
- ・食事療養標準負担額と混在している場合は、食事療養標準負担額の全額のみ公費欄に記載願います。

【15】高額療養費

国保連合会、支払基金、保険者、さいたま市で調整しますので、各健康保険法の規定による一部負担金の額を請求願います。

他の公費負担医療がある場合は、他法優先から、他の公費負担分を除いて請求願います。

【16】第三者行為

保険者において保険診療が認められた場合でも、3医療の助成制度は適用できませんので、医療費の徴収をお願いします。

ただし、ひき逃げや通り魔など、悪質な犯罪については被害者と協議しますので、区役所保険年金課福祉医療係を患者に紹介してください。

平成 21 年 3 月 31 日までの診療分における請求事務手続き

さいたま市の、子育て支援医療費助成制度（旧乳幼児医療費支給制度）、心身障害者医療費支給制度、ひとり親家庭等医療費支給制度について協定を締結した日から平成 21 年 3 月 31 日までに行った、請求時効内の診療分。

請求明細書提出期日（3月診療分）・・・・・・・・平成 21 年 4 月 10 日

医療費振込み日（3月診療分）・・・・・・・・平成 21 年 5 月 25 日

事務手数料振込み日（2月・3月診療分）・・・・平成 21 年 8 月 31 日

請求方法・・・・従来どおり、請求明細書、同送付書を使用。

請求先・・・・従来どおり、各区役所または各師会指定先。

《重要》請求期日より遅れた場合

- ・（社保）診療月の翌月の 1 日から 3 年以内が請求期限となります。
- ・（国保）診療月の翌々月の 1 日から 3 年以内が請求期限となります。
- ・請求は従来どおり、請求明細書、同送付書でお願いします。
- ・請求先は従来どおり、区役所または各師会指定先をお願いします。
- ・平成 21 年 3 月 31 日を含む以前の医療費を、平成 21 年 4 月 1 日以降に請求される場合は、公費併用レセプト請求の対象となりません。
- ・平成 21 年 3 月 31 日を含む以前の医療費請求には事務手数料をお支払いいたします。
- ・請求明細書、同送付書、返信用封筒がお手元にはない場合は、医療機関の住所を管轄する区役所にご請求ください。

子育て支援医療費受給資格証

さいたま市 子育て支援課

公費負担者番号									
受給資格者番号									
受給資格者氏名									
乳幼児	住所								
	氏名								
	生年月日								
有効期間									

さいたま市 子育て支援課

※(裏面注意事項をお読みください)

心身障害者医療費受給資格証

さいたま市 障害者支援課

公費負担者番号									
受給資格者番号									
受給資格者	住所								
	氏名								
	生年月日								
保護者	住所								
	氏名								
	生年月日								
交付年月日									

さいたま市 障害者支援課

※(裏面注意事項をお読みください)

ひとり親家庭等医療費受給資格証

さいたま市 子育て支援課

公費負担者番号									
申請者	氏名								
	住所								
受給資格者	受給資格者番号								
	氏名								
	生年月日								
有効期限									

さいたま市 子育て支援課

※(裏面注意事項をお読みください)

一般障害者の場合、有効期限を記載。
後期高齢者医療該当の障害者の場合、発効期日として「～から有効」と記載。

公費負担者番号一覧

	子育て支援医療	心身障害者医療	ひとり親家庭等医療
さいたま市	81.11.400.1	82.11.400.0	83.11.400.9
西区	81.11.401.9	82.11.401.8	83.11.401.7
北区	81.11.402.7	82.11.402.6	83.11.402.5
大宮区	81.11.403.5	82.11.403.4	83.11.403.3
見沼区	81.11.404.3	82.11.404.2	83.11.404.1
中央区	81.11.405.0	82.11.405.9	83.11.405.8
桜区	81.11.406.8	82.11.406.7	83.11.406.6
浦和区	81.11.407.6	82.11.407.5	83.11.407.4
南区	81.11.408.4	82.11.408.3	83.11.408.2
緑区	81.11.409.2	82.11.409.1	83.11.409.0
岩槻区	81.11.410.0	82.11.410.9	83.11.410.8